

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
○救急医療機関の変更 (同) 一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
○認証食品の認証 (食産業振興課) 二
○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧 (林業振興課) 二
○市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可 (都市計画課) 三
○開発行為に関する工事の完了 (四件) (建築宅地課) 三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 四

告 示

○宮城県告示第八百七十八号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

仙台東脳神経外科病

仙台市宮城野区岩切一丁目二丁目

平成二十六年十一月一日

平成二十九年十月三十一日

○宮城県告示第八百七十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した救急医療機関の開設者から、次のとおり所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 救急医療機関の名称

仙台市立病院

二 所在地

変更前	変更後
仙台市若林区清水小路三番地の一	仙台市太白区あすと長町一丁目一番一号

○宮城県告示第八百八十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十六年九月十八日次の者を指定した。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
伊藤 愛剛	循環器内科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西三十八番地
加藤 貴志	外科	登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地
菊地 廣行	外科	栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二十三番地四
百瀬 浩	内科	公益財団法人宮城厚生協会 古川民主病院	大崎市古川駅東二丁目一十四
本吉 直孝	心臓血管外科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号
川井 康嗣	麻酔科 整形外科	仙台ペインクリニック石巻分院	東松島市赤井字八反谷地九十九番一

川島 久佳	内 科	医療法人社団ヴェリタス巨理往診クリニック	巨理郡巨理町逢隈中泉字本木四一
遠藤 雅人	外 科	医療法人社団えんどうクリニック	白石市兔作四十一
木口 らん	リハビリテーション科	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六一五

○宮城県告示第八百八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
上野 誠司	泌尿器科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一號
中山 広明	整形外科	なかやま整形外科クリニック	岩沼市押分字間畑十一	総合南東北病院	岩沼市里の杜一二一五

○宮城県告示第八百八十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
		所属医療機関の名称	所属医療機関の名称	
宮崎 泰輔	循環器科	医療法人浄仁会 大泉記念病院	医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五一
平上 健	整形外科	医療法人浄仁会 大泉記念病院	医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五一
大高 徹也	内 科	公立刈田綜合病院	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六
太田 一成	内 科	公立刈田綜合病院	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六

○宮城県告示第八百八十三号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
九	仙台牛	海老沢精肉店 海老沢明一	海老沢精肉店	仙台市太白区八木山本町一三六一二
六十一	包装米飯	株式会社J A加美よつばラドファ 岡本芳昭 取締役社長	株式会社J A加美よつばラドファ	加美郡加美町四日市場字中荒井二百四十五番地の二
二百二十三	包装米飯	株式会社J A加美よつばラドファ 岡本芳昭 取締役社長	株式会社J A加美よつばラドファ	加美郡加美町四日市場字中荒井二百四十五番地の二
百九十	農産物漬物	豊屋食品工業株式会社 津弘 代表取締役	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八剣二十

二 認証年月日

平成二十六年十月二十八日

○宮城県告示第八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

所

三 縦覧期間

平成二十六年十一月四日から平成二十六年十二月一日まで

○宮城県告示第八八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（農林水産部林業振興課、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む））及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十六年十一月四日から平成二十六年十二月一日まで

○宮城県告示第八八十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について認可した。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

中央一丁目十四・十五番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年三月二十五日から平成二十八年六月三十日まで

三 施行地区

石巻市中央一丁目十二番一、十二番三、十二番四、十二番五、十二番六、十三番一、十三番二、十三番三、十三番四、十三番五、十三番六、十三番七、十五番一、十六番一、十六番四、十七番二、

十八番一、十八番二、十八番三、十八番四、十八番五、十八番六、十八番八、二十三番一、二十三番三、二十三番四及び二十三番五

四 事務所の所在地

石巻市中央二丁目七番六号

五 設立認可の年月日

平成二十六年三月十八日

六 変更認可の年月日

平成二十六年十月二十三日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市みどり台二丁目三番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一
大和ハウス工業株式会社
支配人 岡田 恵吾

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

登米市迫町佐沼字大綱二百一番号一、二百一番号六、二百二番号一、二百二番号二、二百三番号四、二百三番号及び二百三番号並びに百九十九番号一及び二百三番号の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

登米市

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市

計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十一月四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町戸倉字合羽沢十一番の道の一部、十七番二の道の一部、十八番の道の一部、十九番の道の一部、二十三番二の道の一部、二十三番二地先の道の一部、六十八番六の道の一部、六十八番七の道の一部、六十八番十四の道の一部、六十八番十七の道の一部、六十八番十八、六十八番十九の道の一部、六十八番二十九の道の一部、六十八番七十の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十一月四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町志津川字西田百六十九番四、百四十九番五の道の一部、百六十三番三の道の一部、百六十六番の道の一部、百六十八番六の道の一部、百六十九番一の道の一部、百七十番の道の一部、百六十三番三地先の道の道の一部、百六十九番一地先の道の道の一部、百六十九番四地先の道の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十六年度県債震復社整防〇〇二〇〇一〇〇四号

2 工事名 西水路北地区防潮堤（その一）工事

3 施工場所 仙台塩釜港（石巻港区） 石巻市重吉町地内

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十八年三月三十一日まで

5 工事概要 施工延長 八二・七メートル

防潮堤（海上部） 六一・五 七メートル

鋼管杭 φ二〇〇、L二五六、〇〇六七、五メートル 二六〇本

鋼矢板 IVW型 L一〇一六、〇メートル 一、〇三六枚

上部コンクリート 八、一六七立方メートル

防潮堤（陸上部） 二〇六、〇メートル

鋼管杭 φ四〇〇、L二六七、五〇七〇、五メートル 四三本

上部コンクリート 五八六立方メートル

6 予定価格 四、五五六、七二七、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式）・郵送入札・調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

1 共同企業体の結成方法

(一) 構成員の数は、三者であること。

(二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。

(三) 結成は、自主結成であること。

(四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。

(五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

(一) 共同企業体におけるすべての構成員

(1) 平成二十六年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（土木一式工事）

（以下「特定調達参加資格」という。）を有すること。

(2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

(4) 開札日において、銀行取引停止となつた者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

(5) 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

(6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者という。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係

を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本入札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となつていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 開札日において、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

(2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 開札日において、土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当班

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二一三一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 1と同一

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年十一月四日（火）から平成二十六年十一月十四日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年十一月四日(火)から平成二十六年十二月十五日(月)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十六年十二月十六日(火)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年十二月十七日(水)午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県行政庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による。)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十六年十一月四日(火)から平成二十六年十一月十四日(金)まで(休日等を除く。)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知す

る。

(一) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることが出来る。

(二) (一)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary

1 Services Required : West Waterway Northern District Seawall Construction - Stage 1

2 Application Deadline for Participation in Bidding : November 14, 2014, 5 : 00 pm.

3 Deadline for Bids : December 16, 2014, 5 : 00 pm.

4 Contact Information : Construction Contract Section, Government Contract Division,
Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
980-8570 Japan
Tel.: 022-211-3336